

1. 議事日程（令和3年第3回北広島町議会定例会）

令和3年9月24日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第92号	令和3年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第2	議案第93号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第3	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて （令和3年度北広島町一般会計補正予算（第5号））
日程第4	審査報告	決算審査特別委員会の審査報告
日程第5	議案第67号	令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第68号	令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第69号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第70号	令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第71号	令和2年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第72号	令和2年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第73号	令和2年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第74号	令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第75号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第76号	令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第77号	令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第16	議案第78号	北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
日程第17	議案第79号	過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
日程第18	議案第80号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第81号	北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第20	議案第82号	町道の路線の認定について
日程第21	議案第83号	令和3年度北広島町一般会計補正予算（第6号）
日程第22	議案第84号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第85号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第86号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第25	議案第87号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第26	議案第88号	令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
日程第27	議案第89号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第28	議案第90号	令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第29	議案第91号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第30	議案第92号	令和3年度北広島町一般会計補正予算(第7号)
日程第31	議案第93号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第32	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第33	陳情審査	陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
日程第34	発議第6号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
日程第35		閉会中の継続審査の申し出(1件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	楨原ナギサ	大朝支所長	小椿治之	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズの取組により暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第92号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和3年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和3年度補正予算書をお願いします。議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2400万円を追加し、予算の総額を153億4200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、8月に発生しました大雨などによる災害復旧のための工事費などの補正を行っております。また地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。以上、詳細につきましては担当から説明をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正第7号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和3年度9月補正予算、追加の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は、5億2400万円の増額補正で、補正後の予算額は153億4200万円となります。主な内容は、8月の大雨などにより発生しました災害復旧のための災害等廃棄物処理事業、農林水産施設、公共土木施設災害復旧事業などの追加でございます。下の表は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。次に、裏面をご覧ください。上の表は、8月の豪雨災害等の復旧に係る当初予算から今回の追加補正予算までの予算措置の状況を

掲載しております。続きまして、追加補正予算における事業費ですが、第2次北広島町長期総合計画の施策分野Ⅳ、安らぎと便利さを感じられるまちにおいて、法面復旧工事請負費ほか1132万6000円、土砂等の運搬処分等災害廃棄物処理事業9935万2000円、芸北オークガーデン屋根修繕工事費189万2000円、農林水産施設3年災害復旧事業1億7699万9000円、公共土木施設3年災害復旧事業1億9999万9000円の増額など、計5億2400万円の補正をお願いするものです。表中右端には、予算書計上のページを掲載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。次に、別冊の補正予算書の第2表をご覧ください。地方債補正を目的別に計上しております。災害復旧事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で13億1491万5000円とするもので、補正前より1億9420万円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第93号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第93号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 次の仕切りをお願いします。議案第93号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1930万円を追加し、予算の総額を3億9570万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、8月の大雨による災害復旧のための工事費などの補正を行っております。また、地方債補正は第2表に目的別に計上しております。以上、詳細につきましては、各担当から説明を申し上げます。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第93号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページのほうをお願いします。歳出、2款1項1目、農業集落排水管理費について1930万円の増額をお願いするものでございますが、今回の補正は、8月に発生しました豪雨災害により農業集落排水処理施設千代田東処理管内の保余原地域及び中原地域内において、出原川の氾濫により下水管渠延長26メートル、マンホールポンプ制御盤1基が流出、さらにマンホールポンプ制御盤もう1基が水没し、処理施設としての機能を果たすことが困難な状況になったことから、復旧工事を行うものでございます。内容につきましては、復旧に係る業務委託費を300万円、工事請負費を1630万円、合わせて1930万円の増額をするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、3款1項1目、農業集落排水事業費県補助金を370万円の増額、6款2項1目、雑入を740万円の増額、7款1項2目、災害復旧債820万円を増額し、合計で歳出と同額の1930万円の増額をお願いするものでございます。以

上で、上下水道課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件については、承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第4、決算審査特別委員会の審査報告を議題といたします。議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託しております。その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会伊藤淳委員長。

○決算審査特別委員長（伊藤淳） 決算審査特別委員会の報告を行います。令和3年9月24日北広島町議会議長湊俊文様。決算審査特別委員会委員長伊藤淳。令和2年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書です。1、審査対象、議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、令和2年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、令和2年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。2、審査期間、令和3年9月7日から9月17日。3、審査方法、令和3年9月6日、令和3年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和2年度北広島町一般会計、9特別会計、水道事

業会計利益の処分及び決算の認定についての11議案について審査付託があった。よって、9月7日に決算状況について各課から説明を求め、16日、17日に委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行った。

4、審査結果、付託を受けた令和2年度北広島町決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定した。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望なども出ているので、今後の事業執行及び令和4年度予算編成の中に反映されるよう強く要望する。令和2年度も引き続き、第2次北広島町長期総合計画、第2期総合戦略に基づき、協働のまちづくり、人づくりに向けた事業を重点施策と位置づけられ、各種主要施策が展開された。協働のまちづくりの拠点、北広島町まちづくりセンターが完成し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、各課とも様々な側面から、住民の安心・安全、地域課題の解決に向けた事業を実施し、まちづくりに向けた努力が見える。令和2年度決算における健全化判断比率と実質公債比率は、14.4%で、昨年と対比すると、0.2ポイント、将来負担比率は69.8%で、4.2ポイント改善している。本町の財政状況については、第3次行政改革大綱に基づき、歳出の抑制等継続的に取り組まれている。令和2年度決算と合併した平成16年度を比較すると、普通会計における町債残高は97億円減少の約154億円となり、財政調整基金積立金は約11億円、1300万円増加の約12億1959万円となっている。しかし、普通交付税における合併特例加算が令和元年度で終了し、財源を基金の取崩しにより確保するなど、厳しい財政状況にあることは変わりはない。本委員会では、7日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けた。昨年より様式を変更されて、事業ごとに成果と課題を明確にして個別に記述されており、分かりやすいものとなった。しかしながら、当初予算の説明資料に掲げられた主要事業のいくつかが調書に掲載されておらず、今後は作成をお願いしたい。16日、17日の本委員会において、歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額について多くの質疑が出されている。担当課ごとに努力は見られ、成果も上がってきているが、関係課とより一層の連携を図り、公正かつ公平な行政であるため、債権者の現況把握に努め、引き続き、きめ細やかな債権回収の取組を求める。歳出関係では、新型コロナウイルス関連の支出、スポーツコミッション創設支援などのスポーツをキーワードとした地方創生、企業版ふるさと納税、ごみ処理、火葬場運営、ファミリーサポートセンター、公共施設等個別施設管理計画、新規就農総合対策事業、担い手育成総合支援事業、森づくり事業、スマホアプリによるキャッシュレス決済、企業立地奨励金、GIGAスクール構想、水道事業など多岐にわたって多くの質疑が行われた。少子高齢化が進み、毎年続けて発生する自然災害、新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中、行政には、さらなる住民の安心安全、定住と雇用、住民生活の向上、福祉サービスの充実が求められていることは言うまでもない。本委員会での審査過程の意見等を認識され、課題解決に向けて限られた財源で最大の効果を上げられるよう、町長はじめ、職員一丸となって強い責任感とスピード感をもって事務執行に当たられるよう求めて報告とする。

○議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第67号 令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。反対する主な理由の一つは、令和2年度だけで、まちづくり拠点施設建設工事請負費8億2831万円及び備品購入費4772万円、合計で8億7603円もつぎ込んだからです。当初予算でも指摘しましたように、町財政が厳しい中で、身の丈に合った規模にすべきであるのに、周辺整備も含め総額16億円もの巨額な税金を投入し、町全体の行政サービスを圧迫しているからです。また完成後、利用しているサークル関係者のアンケートで寄せられた多くの意見、要望について、すぐに対応できるものは対応する。しかし、予算がかかるものは協議し考えていくと。これまでより一步踏み込んだ決算特別委員会での答弁でしたが、多くの問題を抱えているこの事業には賛成できません。二つ目には、約8億円もの新型コロナ臨時交付金のうち、6億円もF T T H化事業につぎ込んだからです。令和2年度、国から示された限度額は、本省繰越8000万円を除くと8億4478万円です。しかし、コロナ感染拡大に苦しむ町民や事業者のためには、たった2割の1億6900万円しか使わず、残りの6億円以上はF T T H化事業、光ファイバー事業のために充当することとなりました。国が光ファイバー事業のために臨時交付金として加算したのは、1億9000万円にもかかわらず、4億円以上も上乘せしたのです。これに対し、新しい生活様式に向け、デジタル化のため必要との町の認識では賛成できません。長引くコロナ感染拡大により町民の暮らしは依然として厳しく、また飲食業、観光業、運輸業、保育所や介護、医療機関など極めて厳しい状況にあるため、町民や事業者に対し、支援を優先させるべきだと考えるからです。三つ目は、解放団体補助金47万円です。必要なら一般行政で行うべきであるにもかかわらず、依然として不公平な行政が改まっていないからです。以上、財政が厳しいと町民の要望がごとく退けられている中で、予算の使い方に問題があると考え、この決算は認定できません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第68号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第68号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。反対する第一の理由は、広島県内統一保険料に向けた県単位化3年目の決算だからです。県単位化の問題点は、これまでも指摘してきましたように、一つは、北広島町民が健康診断やがん検診などを受け、病気の早期発見、早期治療を進め、医療費がかからないよう努力しても国保税は下がらないことです。二つ目に、資産割がなくなるからとありますが、所得割は1.3倍以上になり、1人当たりにかかる均等割は毎年引き上がり、4万2000円から5万2245円と1万円以上も増え、6年間で国保税が1人当たり約2万円も引き上がるからです。三つ目に、県内どこに住んでいても同じ保険税にするとはいいますが、医療環境が公平でないことです。四つ目は、現在でも国保税が高過ぎるとの意見が多くある中、これ以上の値上げは、町民の命と暮らしを脅かすことになるからです。このように県単位化には多くの問題点があるからです。反対する第二の理由は、国保税を滞納すると医療機関の窓口で10割負担になる資格証の発行をやめないからです。令和2年度では17世帯25人の方に資格証が発行されました。それだけでなく、令和2年11月、厚労省より新型コロナウイルス感染症の疑いで医療機関を受診する際は、10割負担でなく、被保険者証による負担である2割、3割とするよう通知されましたが、北広島町では被保険者にも、医療機関にも周知していなかったからです。国保税が払えない方がコロナにかかったかもしれないと受診しようとしても、10割負担のため受診を控え、感染拡大にもつながるからです。にもかかわらず、指摘された町長からは一言も弁明がなかったことは残念です。以上を主な反対理由で、この国保会計決算の認定には賛成できません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第68号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第69号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第69号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第69号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 7 0 号 令和 2 年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第 8、議案第 7 0 号、令和 2 年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 7 0 号、令和 2 年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 7 1 号 令和 2 年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第 9、議案第 7 1 号、令和 2 年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 7 1 号、令和 2 年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 0 議案第 7 2 号 令和 2 年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第 1 0、議案第 7 2 号、令和 2 年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 7 2 号、令和 2 年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 2 年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第73号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第73号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第74号 令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第74号、令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第74号、令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第75号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第75号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第75号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第76号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第76号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第76号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。令和2年度の後期高齢者医療保険料は、均等割額で951円、所得割率で0.08%引き上がり、1人当たりの平均保険料額が1899円引き上がりました。年金支給額が減額され、消費税の10%への増税、さらには各種公共料金や物価が引き上げられる中で、この後期医療保険料の引上げは、収入が限られたお年寄りにとって大きな負担となります。さらに滞納すると財産が差し押さえられます。県内の9つの町はどうか、平成29年度から令和元年度の差押件数の資料を県からいただきました。すると、この3年間で6つの町は、滞納はあるものの差押はゼロ件で、残る2つの町も1件から3件と少ないにもかかわらず、北広島町は、令和元年度7件で突出しています。さらに令和2年度は新規に9件増え、他市町と比べて極めて多くなっています。そのため、私は75歳という年齢で差別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、滞納すると差し押さえされる最悪の医療制度であることを指摘し、毎年の予算、決算に対して廃止を求めてきました。よって、今回の令和2年度の決算の認定に対しても、以上の理由で反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第76号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第77号 令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第78号 北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第78号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第78号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第79号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第17、議案第79号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第79号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第80号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第18、議案第80号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第80号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第81号 北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 議長（湊俊文） 日程第19、議案第81号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。いくつか質問いたします。長期総合計画との関係性、位置づけをお聞きします。これ新過疎法における過疎債をもらうための計画、そのように認識しているのですが、関係性においては、それではよろしいでしょうか。今回の計画においてです。二つ目です。書いてある事業、数多くあるんですが、5年間で全てやるのかどうか。5年後に難しいですと終わらないように話し合ったものかをお聞きいたします。まずは、その二点です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 一点目の長期総合計画との関係性でございますが、町の大元になる計画というのは、やはりこの第2次北広島町長期総合計画になります。過疎計画につきましては、新過疎法が施行されて、過疎計画に基づいて事業実施するということが決められておりますので、過疎計画を策定して、過疎債を活用して事業を実施していくものということでございます。それから5年間で全てやるのかということでございますけども、新過疎法につきましても時限立法で、令和13年3月末までの10年間の時限立法となっております。前期の計画として5年間の計画を立てておりますが、5年間において全てできるとは考えておりませんが、今後、10年間で想定して、事業実施できるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 関係性については理解いたしました。次の質問、10年という部分です。10年間で何とかということではありましたが、途中で見直しがされるのかどうか、前期の計画なんで、後半になったら、また見直しがされるのか。その際には、ちょっと中の文章では、既に状況が違うものもありますので、その点があります。その状況が違うというものに関しては、例としては、12ページに材木価格の低迷とあるんですが、今、上がっていますので、その点見直しがあるのかどうかをお聞きいたします。加えて二点あります。57ページに文化財、ソフト事業のほうなんですけども、こちら千代田地域の事業が多いように思います。花田植、ユネスコの文化遺産ということで、花田植はあるんですが、花田植自体は、ほかの地域にもありますので、こちらが入ってないという部分があります。なので、この地域性に偏りがあるのではないかとということで、その所見を伺います。二点目です。公共施設を3割減らすという部分で、その整合性を全ての事業について書かれているのですが、公共施設3割減らしたら、町は持続的発展を必ずするのか、今回の計画は、地域の持続的発展計画になっているので、それ以外には公共施設を3割減らせば持続的発展するのかという点は、それ以外の面もあるのではないかと考えて質問いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 計画そのものの文言でございますけども、社会情勢に合わせた表現というものもあると思いますので、後期計画を次回の計画を立てる段階で、社会情勢に合わせた文言に訂正はしてまいります。一点目のその木材の低迷というところでもございますが、それは、以前の木材の価格と比べれば低迷しているということで、今は木材価格が高くなっているということもあるかもしれませんが、社会情勢に合わせた文言の訂正をしてみたいと思います。それから文化財の関係でございますけども、地域が限定しているんじゃないんかというところもございますけども、これも過疎計画に基づいた事業実施する上で必要であれば、その文化財の事業についても修正をかけてまいることも可能だと考えております。それから公共施設の3割削減の関係でございますけども、現実に500余りの公共施設を抱えている本町は、その維持管理費についてもかなりの経費がかかっております。と同時に、いろんな老朽化

もございまして、修繕費を潤沢につけることができないという状況もございしますので、公共施設を集約することによって将来の負担が軽減されるとは考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 社会情勢においてというのは理解いたしました。以前の記述がないので、どこを基準にするのかが分からないのですが、この点見直しをしていくということで理解いたしました。公共施設3割削減ということですが、こちら公共施設の計画では、現在の対象では、まだまだ3割にいてない、対象だけを見ても3割にいてないので、5年間の計画で、3割減らせるとは思っていないんですが、それが10年間であっても。ちょっとその点、整合性として、どこまでやっていくのかというのが、こちらもう一步詳細な説明を求めます。文化財に関しては理解いたしました。以上です。一点質問です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 過疎計画のそれぞれの項目に、公共施設等総合管理計画との整合性というところの記述がございますけども、過疎債を活用して、過疎計画に基づいて事業を実施するという内容は、内容によっては建物の新設というものもございまして。でも片や、公共施設との管理計画という、削減というところもございまして、過疎債を使って、その建物を新たにしていくというところと、それから施設をたくさん持っていることによって維持管理費が増えていく、維持管理できないというところの見合せをしながら、過疎計画を進めていくというところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。先ほどの質疑にありましたように、5年間の計画、また、それは前半ではありますが、10年間の計画にはなりません。ほかの計画との整合性がなかなか深く書かれてない、説明が足りてないように思われます。今回のこちらの計画は9月初めに配られて、じゃあ、今日に採決をします。3週間余りで今後5年間の計画を決める。これだけについての話し合いは議会でもあまりされてませんので、内容についていかんではなく、この計画を策定するに当たって、もう少し議会の中で話し合ってはどうか。文言や事業の関係性をももう少し精査するべきではないかと思ひ、反対討論といたします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第81号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第82号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第82号、町道の路線の認定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもつ

て討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第82号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第83号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第21、議案第83号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。敷本議員。

- 3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。一般会計補正6号、3款2項、保育施設の解体工事請負費3158万6000円ですが、これは川戸保育所の解体費とございます。今年度中に建物を解体し、整地にした状態で土地を返還するものですが、アスベストの調査も含むとございます。どの部分に一番費用がかかっているのかなと思ひまして、以下、三点お聞きをしたいと思ひます。まず、一点目に、建物は273㎡とお聞きをしました。坪に直しましたら83坪じゃないかと思ひます。この建物の解体費用はお幾らなのか、二点目にアスベスト調査の費用とございます。この費用はお幾らなのか、三点目に、川戸保育所は遊具も若干あったと思ひますが、整地に係る費用、それぞれこの三点教えていただけますでしょうか。

- 議長（湊俊文） 福祉課長。

- 福祉課長（芥川智成） 川戸保育所の解体工事でございます。議員おっしゃられるとおり、建物は273㎡でございます。工事費の内訳としましては、直接工事費の解体工事として約1600万円、あとアスベストの処理として約600万円、整地につきましては150万円となります。これが直接工事費となります。合わせて2350万円程度と考えております。これに間接工事、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が521万5000円を見込んでおります。それに消費税を足しまして3158万6000円計上しております。

- 議長（湊俊文） 敷本議員。

- 3番（敷本弘美） 今、建物の解体費用が1600万円とおっしゃられたと思うんですが、これ273㎡で、坪に直したら83坪と思ひます。建物の解体費用の単価なんですが、木造と鉄骨とコンクリートと、それぞれ1坪の解体費用の単価は異なるんですが、コンクリートとお聞きをしておりまして、コンクリートの1坪の解体費用が約6万から8万という相場です。一番高い8万で計算しても、建物自体の解体費用が664万ぐらいの金額になると思うんですが、この1600万という、今課長おっしゃいましたが、なぜ、この1600万かかるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） このたびの工事請負費につきましては、大まかな概算で計上させていただいております。現在実施設計中でございますが、詳細につきましては、10月10日までは福祉課のほうへ詳細な設計図と積算が上がってくる予定となっております。今、概算で要求をさせていただいておりますけれども、この解体工事は建物本体もありますし、あと遊具、あと保育所を囲っております門及び柵等も全て撤去となりますので、そういった費用も含んでおると考えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、様々な費用が組まれているということをお聞きをいたしました。しかしながら、解体費用としては少し高いのではないかなど私は思いますので、積算終了後にこれから工事入札があるとお伺いしております。もう一度見直しをされる必要があるのではないかと思いますので、お願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 実施設計後工事入札を行います。そういったところで適正な価格で請け負っていただくようにしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳出の18ページ、商工振興対策事業、キャッシュレス推進事業委託料2833万5000円です。決算審議の中で、これは補正じゃなくて、キャッシュレスにするよ。という方針についての議論の中で、北広島町でのキャッシュレス決済の状況は分からないということでした。しかし、ペイペイなどキャッシュレス決済の活用できないお年寄りや導入していない地元事業者もあります。不公平とは思わないか、伺います。もう一点、20ページ、土木費、道路維持修繕事業、昨年は除雪費2000万円計上されていましたが、今年はないようです。12月まで大丈夫かということですが、それについての答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） キャッシュレスの関係でございますけれども、今回、補正で上げさせていただいたものにつきましては、ペイペイを利用したキャッシュレス推進事業ということで、新型コロナの影響対策として、町内の消費喚起や商工業者支援策として、期間限定で実施をさせていただこうというものでございます。不公平感があるのではないかというご指摘でございますけれども、高齢者を対象としたスマホ教室、それから、まだ取扱いをされていない事業者に対しても事業者セミナーを行いまして、活用に対する利用率の向上ということには、しっかり努めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路除雪費についてですので、建設課からお答えいたします。現在のところ、当初契約に基づく予算額は足りているという認識ですが、必要とあらば追加の措置を取らせていただく予定でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 二回目です。期間限定と。この事業については1か月で、対象事業者も限られているということは理解をしておりますので、それは分かるんですが、報道でも公費を投入するのに一部の住民しか恩恵を受けず、公平性に欠けるといふ批判があります。そのために導

入を認めない議会も出ているとのこと。この報道では、キャッシュレス決済の比率はクレジットカードなど含めて約3割にとどまっており、公費投入への批判は根強いと報道されていますけれども、この補正にある、11月下旬からの1か月の結果を受けて、今後どのようにするかということを再検討するかどうか伺います。除雪費については了解をいたしました。もう一点、この補正の最後のところに、給与費明細書というのがあります。一般職の総括の中で、職員数が255人から253人と全体で2人減っています。職員が増えた部署と減員となった部署の内訳を教えてください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 今の予定では、議員おっしゃいますように、11月下旬から1か月のキャンペーンということで実施をさせていただこうと考えております。今後につきましては、ペイペイも含めました汎用型の地域通貨の制度について検討を進めていきたいと考えております。今までユートという独自の地域通貨で消費喚起、それから商工業者支援ということで行ってまいりましたけれども、今後、さらにキャッシュレス化は進むというふうに考えておりますし、町民の方にもそういった活用もしっかりしていただくという流れをつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 給与費明細書の中の職員数のことでもあります。人事のことでもありますので、私のほうから答弁させていただきます。2名の減ということでもありますけれども、これにつきましては、当初予算を組んだ後に、退職が急遽決まった方が2名おられます。これについての減でございます。この対応につきましては、会計年度任用職員で対応している部署と、定数減を急遽前倒しして、した部署が1か所ございます。この2か所の対応で、職員2名減の対応しております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 2名について早期退職ということですが、会計年度対応した課と、定数減というふうにした箇所、何課から何課なのか、どのような部署なのかを教えてください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 会計年度任用職員で対応している部署は生涯学習課でございます。定数減に前倒しした部署については税務課でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。山形議員。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。歳出の8ページをお願いします。3款民生費です。そちらにございます産前産後ヘルパー委託料について伺います。こちら人数が増えたのか、もしくはお1人の方の回数が増えたのか。またもう1点といたしまして、産前産後、どちらの回数が増えたのか、分かれば答弁ください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 産前産後ヘルパー事業の委託料でございます。当初は、お1人分を予定をしておりました。現在は3人の方が利用されておりますので、人数増に伴うものでございます。併せて、産前産後どちらかということもございますけれども、産後のヘルパー派遣の方が多いいということでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 理解いたしました。今後、コロナ禍で里帰り出産というのが難しい状況が

あると思います。今後も人数が増えた場合には補正で対応されるのかどうか、考えがありましたら伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） この産前産後ヘルパー事業につきましては、ネウボラの補助金等もごさいますので、人数が増えれば、そのように補正増で対応していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。二点について質問いたします。まず、歳入の6ページでありますけども、立木売払収入、木が売れたということだろうと思いますけども、この地域と面積と、その時期をお教え願いたいと思います。それからもう一点、ついでにお願いをしますけども、歳出の14ページであります。中頃にトンネル維持修繕工事ということで3000万円の増とありますが、多分これ、千代田地域の千代田トンネルのことなのかなというふうに思うんですが、そこのところ少し詳しくお伝え願いたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 歳出事項別明細書6ページの売払収入のことでございますけども、場所と想定しているところにつきましては、大朝の町有林を予定しております。そこの搬出間伐等のものが売払収入として見込んでいるところでございます。面積につきましては、その実績に基づいてということでございますけども、見込みということで250万を予算計上させてもらっております。時期につきましては、今後行っていきますけども、年度内、3月までには搬出を完了して、収入のほう確保していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） トンネル維持修繕工事でございますが、ご指摘のとおり、農道南方線の千代田トンネルの維持修繕工事でございます。設計ができましたので、補正のお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先にお答えいただいた立木の件であります。この250万というのは、今から先の状況のようにお聞きしましたが、それでいいんですか。というのは、既に、当初だったのか補正だったか知りませんが、548万1000円という金額がもともとありまして、このたび250万があつて、798万1000円という額になってますから、既に前の金額は、もう売払いをした実績があつて、このたびは250万というのがあるんで、それは、その後250万も入ってきたよということで準備された予算書になっているのかなというふうに思ったからですが、そこのところ、もう少し詳しくお伝え願いたいというふうに思います。それから建設課長が答えられたのは、私は今田のトンネルばかり思っておりましたが、千代田トンネル、畑の。その畑のトンネルはどういう状況になるから、この3000万になったんですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 歳出のほうでも補正しておりますけども、公有林整備事業の追加をしているところでございます。その面積に伴いまして、搬出間伐も今から出てくるものを歳入として見込んでいるところの状況でございます。ですから、今から施業するものに対するものでございます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの千代田トンネルでございますが、ひび割れと、それから漏水等

の調査をいたしました。ランク付けをいたしまして、緊急度の高いところの修繕工事をいたすものでございます。

- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第83号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第84号 令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第22、議案第84号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第84号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第85号 令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第23、議案第85号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第85号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第86号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第24、議案第86号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第86号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第87号 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第25、議案第87号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第87号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第88号 令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第26、議案第88号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第88号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第89号 令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第27、議案第89号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第89号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第90号 令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第28、議案第90号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第90号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第91号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第29、議案第91号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第91号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第92号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（湊俊文） 日程第30、議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳出の2ページ、財産管理事業、法面復旧工事請負費及び設計委託料1132万円です。これは南方の北ホテル裏の町有地の法面が崩壊したため、その復旧工事であります。この土地は、以前旧パークホテルの土地でありましたが、なぜ今町有地になっているのか、その経過について説明を求めます。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 財産管理事業の設計委託料及び法面復旧工事費の関係につきまして管財課よりご回答申し上げます。こちらにつきましては、J U広島が町が誘致した際に賃貸借契約していただいております。その土地の法面がこのたび崩壊をいたしまして、まだ底地につきましては町の名義となっておりますので、町のほうで復旧のほうを行うための設計と工事費でござ

ございます。理由につきましては、契約の更新をしておりますけれども、当初は譲渡という契約でございましたが、先方様のご都合によりまして、いまだにまだ譲渡に至っていないということでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ちょっと詳しくないんですが、あまりやっていると時間がないので、14年前の平成19年12月6日に提出された議案では、5年間の賃貸借後は速やかにJ Uに無償譲渡すべきになっていました。しかし5年を経過したにもかかわらず、その後8年間、4回にわたって賃貸借契約の期間延長を行っています。それはなぜなのか、伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この案件につきましては、覚書で、当初は5年間の賃貸借契約ということで契約をして、覚書を結んでおるものであります。譲渡あるいは期間延長の申し出があった場合は、甲乙協議の上決定するものとするということでありまして、双方が合意があればということでありまして、今までも交渉をしてきておるところであります。合意というところに至っていないという状況であります。これにつきましては今後も引き続き交渉をしてみたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 双方が認めればということで、町のほうは無償譲渡したいよと、しかし相手側がそれは困るという話になっているので、双方が意見が違うわけじゃないと思うんです。今回の補正の法面崩壊復旧工事1132万円ですが、今後、北ホテルの変電設備被害約3000万や、まだ途中ですけど、約2か月とも言われる休業補償が求められてくるのではないかと。それが一点。今回の法面復旧工事、北ホテルへの被害と休業補償に合わせていくぐらい必要になるのか、二点目。また当時、平成19年の議会議決のとおり無償譲渡していれば、8年前に旧パークホテルの土地と建物は全てJ Uのものになっており、町が復旧工事や補償を行う必要はなかったのではないかと。これが三点。また、無償譲渡する前の賃貸借契約中においても、今現在のですね。先ほどあった千代田スポーツパーク・パークホテル施設の有効活用に関する覚書の7、土地、既存建物等の管理と処分では、土地、既存建物等の管理費用は乙の負担とするとして明記されています。町有地であっても管理責任はJ Uにあるんじゃないかと。この点が四点目。最後に、さらに町有財産賃貸借契約書、その後の変更契約書、ずうっとあるわけですが、その第5条、免責では、地震、風水害の災害その他不可抗力と認められる事故、または電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。対等な関係にあります。災害により損害を与えても双方責任はないとしています。そうであるなら、今回の法面復旧工事と第三者である北ホテルへの損害賠償は町が全額負担するのではなく、J Uと折半すべきじゃないかと思うんですが、この五点について伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） まず、一点目の北ホテルの現在営業停止している状況の今の営業補償の関係でございますが、こちらにつきましては、被災を受けた当初から、町有地の確認、また、そういった北ホテルさんの今の被害状況の調査、また町としてどういった復旧であったり、そういう補償が可能か、そういった調査のほうを進めておりました。その中で、町の顧問弁護士等にも相談をしながら必要な措置をとっている状況でございます。それから二点目としまして、

ホテルの被害額につきましては、北ホテルのほうから見積り額をいただいております、その補償については、町でしなければならぬ部分と、北ホテル様のほうで保険等で対応できるもの、また、その他の補助等使って対応可能なもの等を調査して、今後、その中で支払い可能なものにつきましては補償していくような考えでございます。金額につきましては、まだ定まったものはありません。

○議長（湊俊文） 美濃議員、質問の要点。

○7番（美濃孝二） 要点だけ、いろいろ聞いたのは、町が議決どおり無償譲渡していれば、今回の復旧工事はなかったんじゃないかということです、三点目は。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 無償譲渡していれば、こういった状況は生まれることはなかったと。その件につきましては、町のほうとしましても、このたびにつきましては、確かに議員おっしゃいますとおり、譲渡ができていれば、こういうことは起きていなかったとは思われます。ただ、町の誘致企業様とのお話の中で、このような状況になっておりますので、今後譲渡に向けては引き続きしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。続きまして四点目としまして、J U様との費用の折半のお話でございますが、こちらにつきましては、町のほうもJ U様ともそういった話もすべきところではございますが、町のほうとしましても顧問弁護士とそういった相談をした中で、現在のところ、こういった責任においては、町のほうにあるということも話をお伺いしておりますので、そういったことが町のほうで現在進めているということでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） もう一回ポイントだけ、もう一点、先ほど町長も引用された覚書の中で、土地、既存建物等の管理と処分では、土地、既存建物等の管理費用は乙の負担にするという、乙はこれJ Uですね。J Uの負担とするとありまして、町有地であっても管理責任はJ Uにあるんじゃないかと聞いたんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 管理責任を契約書上、乙が責務を負うということでございますが、こちらにつきましては、このたびの災害を受けた後、うちのほうでも現地を確認しました。その中で、実際その維持管理状況がどうだったのかということも含めて調査をした結果、若干の水路の清掃等の不行き届きな点はあったかと思いますが、ほぼ今回の異常気象、今回の大雨につきましては、被災を受けたものというふうな確認ができましたので、こういった形で、町のほうで責任を認識し、対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。服部議員。

○10番（服部泰征） もう一回確認させてください。だから結局、この工事はJ Uさんには全く責任はなくて、向こうは一銭も払わずに全部町で見るというふうに捉えてていいんですか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在の段階ではそのように、ちょっと今は考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第7号の反対討論を行います。この議案の中に、千代田地域南方の北ホテル裏の法面崩壊復旧

工事費1132万円が含まれています。しかし、この土地はかつて旧パークホテルの土地であったものが、14年前の平成19年12月にJU広島県中古自動車販売商工組合から負担付寄附として1億5000万円が寄附され、そのお金で北広島町が買収をしたものです。そしてJUとの契約書では、5年後には無償譲渡することになっていました。しかし、賃貸借契約5年間に過ぎた後も8年間賃貸借契約を継続したため、現在町の所有となっているものです。そのため、8月豪雨災害での法面崩壊復旧工事費1132万円は町が負担するとして補正予算に計上されているのです。しかし、これを認めれば、北ホテルへの被害と休業補償等の数千万円も北広島町が負担することにはなりません。賃貸借契約書によれば、土地建物等の管理費用はJUが負担するものとなっており、管理責任がJUにあることは明らかであり、今回の法面崩壊による損害はJUが負担をすべきです。しかし、それが万一認められなくても、地震、風水害の災害の際は、互いにその責を負わないとするなら、少なくとも復旧工事と損害賠償費用は全額北広島町が負担するのではなく、JUと折半をすべきであると考えます。私は、この賃貸借契約の8年間にわたる延長については、町議会が議決した内容と異なり、町民の利益に反するとして、以前から直ちに無償譲渡すべきと強く求めていたものであり、先日も要請しましたが、町長は、今交渉しているが、コロナの影響で難しいと弁解をいたしました。しかし、コロナ感染が景気に影響したとしても、JUが北広島町に支払う毎年の賃貸借料は固定資産税分相当額であり、無償譲渡としても固定資産税を北広島町に支払うため負担が増えるわけではありません。そういうことで、町長の弁解はとて納得できるものではありません。議員の皆さん、この補償を認めるなら、今後の数千万円と言われる北ホテルへの被害と休業補償を町が行うことになるだけでなく、今後、災害発生した際は、また町の貴重な財産を投入せざるを得なくなります。以上により、町民の財産を守る立場からも賃貸借契約を続けてきたことに反省がない町長の姿勢では、この補正を認めることはできません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第92号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第93号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第31、議案第93号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第93号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。ここでお諮りしますが、お昼に入りますが、続けて審議、採決、よろしゅうございますか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） それでは続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 日程第32、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題といたします。本定例会で総務常任委員会へ審査の付託を行っております。請願、陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、服部委員長。

○総務常任委員長（服部泰征） 令和3年9月24日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長服部泰征。委員会審査報告を行います。令和3年9月6日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第3号、件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について。審査の結果は採択です。理由としまして、子供の学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件を整備する観点から採択とする。

○議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第33、陳情審査を行います。陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第34 発議第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第34、発議第6号、教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。事務局が意見書案を朗読を行います。事務

局。

○事務局長（三宅克江） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。2019年12月の改正給特法の成立を受け、文科省は2020年1月17日に改正給特法第7条に定めた指針を告示するとともに、都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例、教育委員会規則が改正され、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が策定されました。これらによって、4月1日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市町立学校の教員についても同様の法的整備が求められていることは言うまでもありません。学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子供たちへの豊かな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ働き方改革につながりません。これには自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障するよう、地方から国への働きかけが不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう、強く要請します。記。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和3年9月24日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 発議第6号、令和3年9月24日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員中村忍、同山形しのぶ。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。要旨としまして、子供の学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。また、教職員の心身の健康を守る対策として、政府に対して計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものである。議員各位のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第6号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 5 閉会中の継続審査の申し出（1 件）

○議長（湊俊文） 日程第 3 5、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。お手元に配付しておりますとおり、総務常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 9 月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。9 月 6 日の開会から本日までの 1 9 日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。このたびの豪雨災害からの早期復旧、復興に全力で取り組み、コロナ禍にあっても、持続可能なまちづくりに向けて職員一丸となって取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たりまして一言申し上げます。コロナ感染拡大に豪雨被害と二重の災害の中で開会しました 9 月定例会も本日閉会いたします。町民の皆様におかれましては、豪雨災害の傷が癒えない毎日が続いており、心中お察し申し上げます。災害に関しましては、赤羽国土交通大臣の視察をいただき、激甚災害の指定を受けるところであります。また、災害対応に当たっては、国土交通省の T E C - F O R C E、中国四国地方環境事務所、広島県危機管理監、土木建築局、農林水産局、環境県民局、そして坂町から応援をいただきました。コロナ禍ではありますが、今後議会としても広島県、国に対して災害復旧予算要求の要望、陳情をしてまいります。これで閉会のご挨拶といたします。以上で、令和 3 年第 3 回北広島町議会定例会を閉会といたします。皆さん大変ご苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時 1 2 分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~